

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月26日
【計算期間】	第9期 自 平成22年 5月28日 至 平成23年 5月27日
【ファンド名】	S B I T O P I X100・インデックスファンド < D C 年金 >
【発行者名】	S B I アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木暮 康明
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	中村 慎吾
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0170
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、TOPIX100・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

■ ファンドの商品分類

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式／インデックス型」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧下さい。

商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／国内／株式／インデックス型」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足区分
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 （ ）	特殊型
		資産複合	

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式））
決算頻度	年1回
投資対象地域	日本

投資形態	ファミリーファンド
対象インデックス	その他（ＴＯＰＩＸ100）

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル （日本を含む） 日本 北米	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （高格付債） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式）） 資産複合 （ ）	（隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング		ＴＯＰＩＸ その他 （ＴＯＰＩＸ100）

ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式」です。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他の資産 （投資信託証券）	目論見書または信託約款において、主として株式、債券及び不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
その他 （ＴＯＰＩＸ100）	目論見書または信託約款において、日経225またはＴＯＰＩＸにあてはまらない指数（本ファンドにおいては、ＴＯＰＩＸ100）に連動する投資成果を目標とする旨の記載があるものをいいます。

ファンドの特色

主として、SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資し、TOPIX100・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

「TOPIX100」の著作権などについて

- ・TOPIX100の指数値及びTOPIX100の標章は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX100に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIX100の標章に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。
- ・東京証券取引所は、TOPIX100の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX100の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIX100の標章の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・東京証券取引所は、TOPIX100の標章の使用もしくはTOPIX100の指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・東京証券取引所は、TOPIX100の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、TOPIX100の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・マザーファンドは、TOPIX100の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、マザーファンドの基準価額がTOPIX100の指数値の動きと必ずしも連動せず乖離してしまう可能性があります。
- ・マザーファンド及び本ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ・東京証券取引所は、マザーファンド及び本ファンドの購入者または公衆に対し、マザーファンド及び本ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ・東京証券取引所は、当社または本ファンドの購入者のニーズを、TOPIX100の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、東京証券取引所はマザーファンド及び本ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

信託金の限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成14年5月28日 信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

平成21年4月 2日 本ファンドが投資成果の目標とするインデックスをTOPIX100・インデックスへ変更。

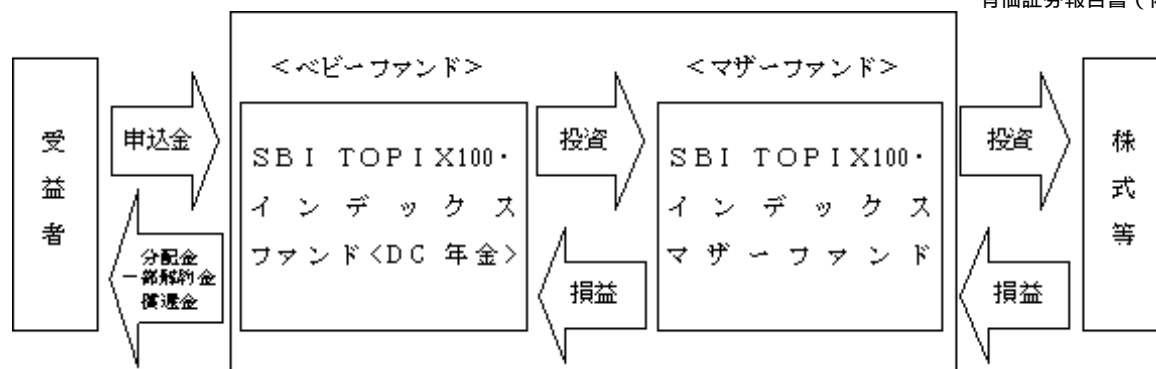
これに伴いファンド名称をSBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>変更。

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

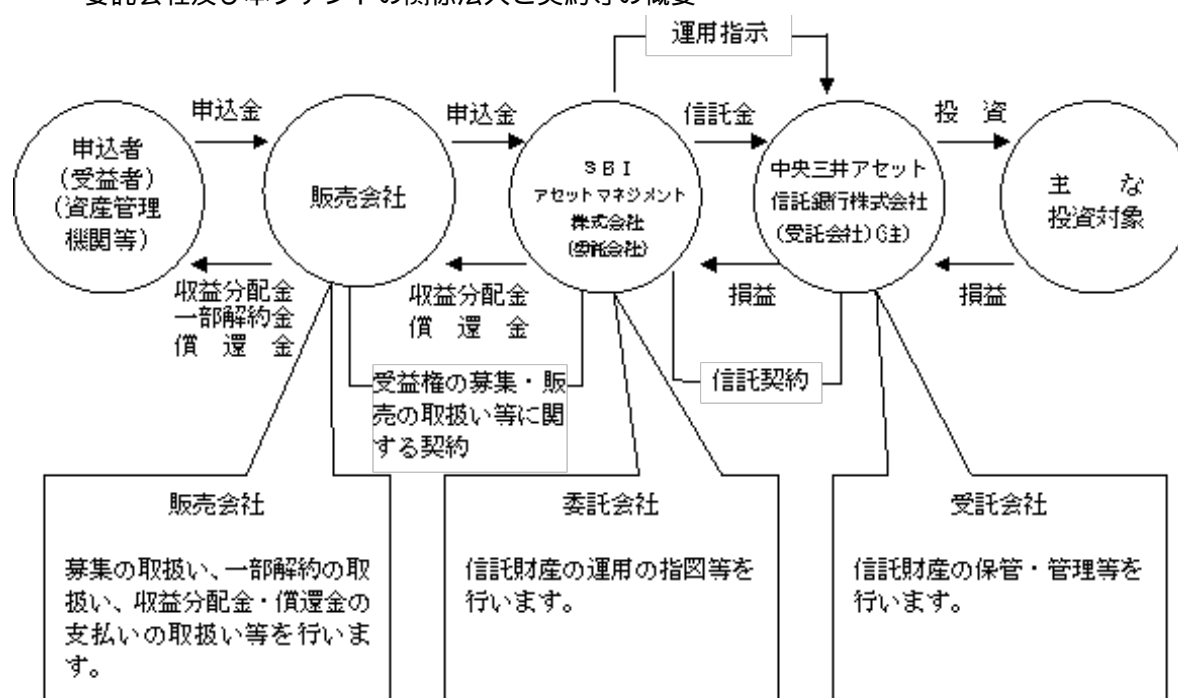
ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



分配金は自動的に再投資されます。

マザーファンドの運用方針等は、後述の2. 投資方針「（参考）マザーファンドの運用の投資方針」をご参照下さい。

委託会社及び本ファンドの関係法人と契約等の概要



（注）業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（平成23年8月26日現在）

（i）資本金

4億20万円

（ ）沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年7月1日には、S B I アセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。平成18年8月2日には、委託会社の親会社の主要株主であるソフトバンク株式会社の子会社が、委託会社の親会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、S B I グループの一員となりました。

昭和61年 8 月 29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2 月 20日	有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9 月 9 日	有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年 11月 28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成14年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更
平成17年 7 月 1 日	S B I アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成19年 9 月 30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

（ ）大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
S B I ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド受益証券に投資し、TOPIX100・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

(参考)マザーファンドの運用の投資方針

1 投資方針

この投資信託は、T O P I X 100・インデックスの動きに連動する投資成果をめざして、運用を行います。

<マザーファンド運用のプロセス>

ベンチマーク（T O P I X 100・インデックス）採用銘柄・採用予定銘柄を主要投資対象としますが、信用リスクが高い銘柄ならびに流動性が低い銘柄は投資対象から除外する場合があります。ただし、T O P I X 100・インデックスに占めるウェイトが比較的大きいなど指数への影響度が軽微ではないと判断される銘柄については、指数への連動性を維持する見地から投資対象に含めることがあります。

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって投資成果の目標とする指標です。

<T O P I X 100・インデックスとは> 説明文は東京証券取引所「東証用語集」から引用

東京証券取引所の株価指数「T O P I X」の構成銘柄を一定の基準で規模ごとに6つに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。T O P I X 100構成銘柄は、上場後6か月以上経過した東証市場第一部銘柄の中から、時価総額（浮動株比率を反映させたもの、以下同じ。）及び流動性の高い100銘柄で構成される大型指数のことをいい、平成10年4月1日を1000ポイントとして算出し、東証市場第一部時価総額の61.14%（平成23年7月末現在）をカバーしています。T O P I X 100構成銘柄はC o r e 30₁ 構成銘柄とL a r g e 70₂ 構成銘柄を合計した100銘柄により構成されています。

- 1 C o r e 30とはT O P I Xの構成銘柄を一定の基準で規模ごとに6つに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。上場後6か月以上経過した東証市場第一部銘柄の中から、時価総額及び流動性の高い30銘柄で構成される超大型指数のことをいい、平成10年4月1日を1000ポイントとして算出し、東証市場第一部時価総額の33.83%（平成23年7月末現在）をカバーしています。
- 2 L a r g e 70とはT O P I Xの構成銘柄を一定の基準で規模ごとに6つに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。L a r g e 70は、上場後6か月以上経過した東証市場第一部銘柄の中から、T O P I X 100構成銘柄のうち、C o r e 30構成銘柄に含まれない70銘柄で構成される指数のことをいい、平成10年4月1日を1000ポイントとして算出し、東証市場第一部時価総額の27.31%（平成23年7月末現在）をカバーしています。

本ファンドは、T O P I X 100・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行いますが、その実現が不可能になる以下の要因が存在します。

インデックス構成銘柄の一部を組入れない場合があること
 株式配当金の受取、信託報酬及び監査費用等の控除による影響
 運用の効率化を図るためE T Fや株価指数先物取引等活用することもあり、現物とETFや先物の動きが連動していない場合の影響
 株式、E T F及び株価指数先物等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
 追加信託・解約に伴う株式の買付、売却タイミング差による影響
 株式売買委託手数料及び先物取引等に要する費用を負担することによる影響
 E T F、株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率が、ファンドの純資産総額の100%とならない場合の影響 等

組入銘柄一覧

●組入銘柄一覧（平成23年7月29日現在）

証券コード	会社名	投資比率(%)	証券コード	会社名	投資比率(%)

1	7203	トヨタ自動車	5.81	51	5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	0.75
2	8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	4.19	52	6861	キーエンス	0.74
3	7267	本田技研工業	3.73	53	6273	S M C	0.73
4	7751	キヤノン	3.33	54	3402	東レ	0.72
5	8316	三井住友フィナンシャルグループ	2.62	55	8002	丸紅	0.69
6	8058	三菱商事	2.25	56	8830	住友不動産	0.65
7	6954	ファナック	2.24	57	9531	東京瓦斯	0.63
8	8411	みずほフィナンシャルグループ	2.21	58	6702	富士通	0.62
9	4502	武田薬品工業	2.07	59	8591	オリックス	0.61
10	9432	日本電信電話	2.01	60	5802	住友電気工業	0.61
11	9984	ソフトバンク	1.90	61	5201	旭硝子	0.61
12	8031	三井物産	1.76	62	8630	N K S J ホールディングス	0.61
13	6301	小松製作所	1.72	63	7741	H O Y A	0.61
14	9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1.64	64	9735	セコム	0.59
15	6758	ソニー	1.56	65	4523	エーザイ	0.59
16	6501	日立製作所	1.55	66	9502	中部電力	0.59
17	6752	パナソニック	1.54	67	7269	スズキ	0.55
18	7201	日産自動車	1.49	68	6594	日本電産	0.52
19	8802	三菱地所	1.42	69	4188	三菱ケミカルホールディングス	0.51
20	3382	セブン&アイ・ホールディングス	1.31	70	5405	住友金属工業	0.50
21	9433	K D D I	1.27	71	8035	東京エレクトロン	0.50
22	9020	東日本旅客鉄道	1.24	72	6753	シャープ	0.49
23	6503	三菱電機	1.24	73	8795	T & Dホールディングス	0.48
24	8766	東京海上ホールディングス	1.20	74	8267	イオン	0.48
25	6502	東芝	1.16	75	6326	クボタ	0.48
26	2914	日本たばこ産業	1.13	76	5713	住友金属鉱山	0.47
27	8604	野村ホールディングス	1.12	77	3407	旭化成	0.46
28	4063	信越化学工業	1.07	78	7731	ニコン	0.46
29	7974	任天堂	1.05	79	8601	大和証券グループ本社	0.46
30	1605	国際石油開発帝石	1.02	80	9501	東京電力	0.45
31	5401	新日本製鐵	1.02	81	7912	大日本印刷	0.45
32	8801	三井不動産	1.00	82	9021	西日本旅客鉄道	0.45
33	6971	京セラ	0.99	83	6988	日東電工	0.44
34	4503	アステラス製薬	0.97	84	7752	リコー	0.43
35	5020	J X ホールディングス	0.92	85	6367	ダイキン工業	0.42
36	5108	ブリヂストン	0.88	86	4005	住友化学	0.40
37	8001	伊藤忠商事	0.88	87	9831	ヤマダ電機	0.40
38	7011	三菱重工業	0.86	88	8332	横浜銀行	0.39
39	4452	花王	0.86	89	4911	資生堂	0.38
40	8053	住友商事	0.85	90	1928	積水ハウス	0.38
41	6902	デンソー	0.85	91	9508	九州電力	0.37
42	8725	M S & A D インシュアランスグループホール	0.82	92	9506	東北電力	0.36
43	8750	第一生命保険	0.82	93	1925	大和ハウス工業	0.35
44	9022	東海旅客鉄道	0.79	94	5406	神戸製鋼所	0.35
45	4568	第一三共	0.79	95	6762	T D K	0.34
46	8309	三井住友トラスト・ホールディングス	0.78	96	8308	りそなホールディングス	0.33
47	2503	麒麟ホールディングス	0.77	97	6701	日本電気	0.33
48	6981	村田製作所	0.77	98	6963	ローム	0.31
49	4901	富士フイルムホールディングス	0.76	99	9104	商船三井	0.28
50	9503	関西電力	0.75	100	7911	凸版印刷	0.21

上記比率は、マザーファンド純資産総額（現金等含む）に対する当該株式の時価比率です。なお、小数第3位を四捨五入にて表示しています。

2 運用方法

投資対象

日本国内の証券取引所に上場されている株式のうち、TOPIX100・インデックスに採用されている銘柄を主要投資対象とします。

投資態度

- () 主として、TOPIX100・インデックスに採用されている銘柄に投資し、TOPIX100・インデックスに連動する投資成果をめざします。
- イ) 原則として、TOPIX100・インデックス構成銘柄すべてを、指数構成比率にしたがい投資します。ただし、資金動向により、銘柄の一部が組入れられなかったり、比率が指数構成通りにならない場合があります。
- ロ) 株式の組入れは、できるだけ高位を保ちます。
- () TOPIX100・インデックスの動きに連動する投資成果をめざすため、資金動向によっては、一時的に組入株式の時価総額と上場投資信託と株式指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- () 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用が出来ない場合やファンドの投資目的が達成されない場合などがあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限ります。）
3. 約束手形（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 金銭債権（第1号及び前号に掲げるものに該当するものを除きます。）

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託者は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結されたSBI TOPIX100・インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記 1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第17条3項）

(3)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

運用本部長（1名）及び運用本部に在籍する者（7～10名程度）で開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）及び運用部長（1名）をもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

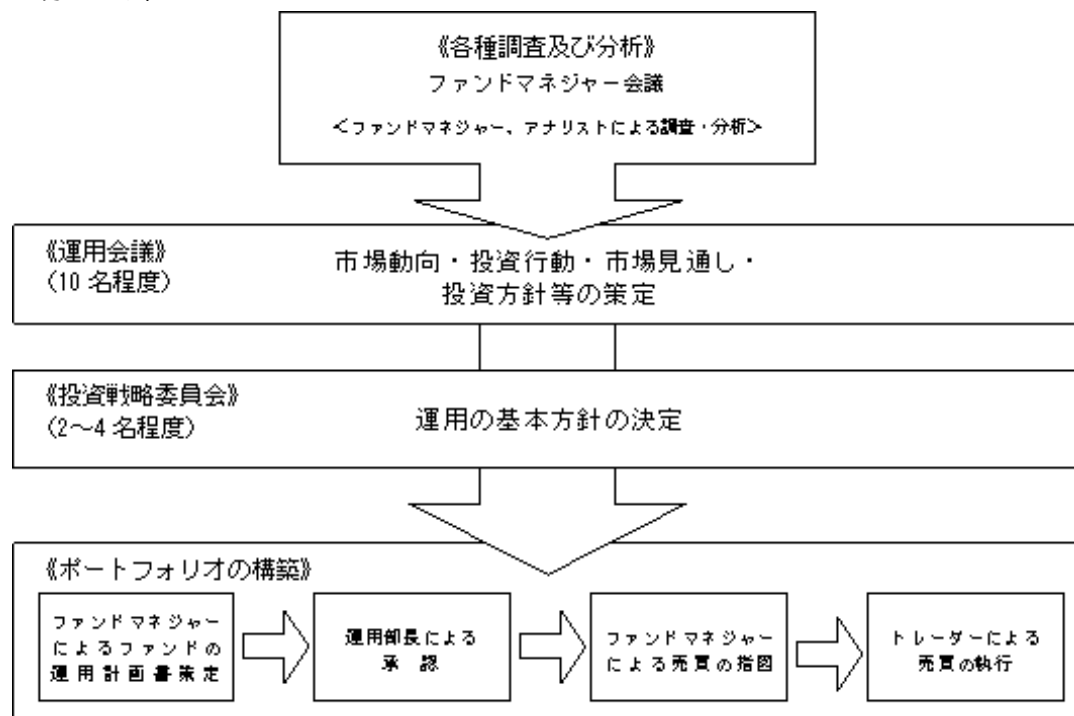
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時(年1回、5月27日、ただし休業日の場合は翌営業日、)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- () 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積立てることができます。
- () 前記()におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証

券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ ）毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしがいます。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

（ ）株式への実質投資割合には制限を設けません。

（ ）外貨建資産への投資は、行いません。

（ ）新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（ ）同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

（ ）同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（ ）同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

（ ）投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信託約款上のその他の投資制限

（ ）投資する株式等の範囲(信託約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

（ ）同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(信託約款第20条)

委託会社は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ ）同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証

券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

() 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ) 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

(ヘ) 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

() 先物取引等の運用指図、目的及び範囲(信託約款第23条)

委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

() 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第24条)

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

そ の 他

資金の借入れ(信託約款第31条)

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて株式を中心とした、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

(1) 株価変動リスク

本ファンドは、株式を主要投資対象としていることから、株式の運用にかかる価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動するため、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

(2) 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財政状況の悪化または悪化が予想される場合等により株式の価格が下落した場合、もしくは債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合等には、当該商品の価格は下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

(3) 価格乖離リスク

本ファンドは、TOPIX100・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、その実現が不可能になる以下の要因が存在します。

インデックス構成銘柄の一部を組入れない場合があること

株式配当金の受取、信託報酬及び監査費用等の控除による影響

運用の効率化を図るためETFや株価指数先物取引等活用することもあり、現物とETFや先物の動きが連動していない場合の影響

株式、ETF及び株価指数先物等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

追加信託・解約に伴う株式の買付、売却タイミング差による影響

株式売買委託手数料及び先物取引等に要する費用を負担することによる影響

ETF、株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率が、ファンドの純資産総額の100%とならない場合の影響 等

(4) 流動性リスク

本ファンドが投資する、TOPIX100・インデックスファンド構成銘柄は、比較的規模の大きな銘柄ですが、株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

(5) 金利変動リスク

一般に金利が上昇（低下）した場合は、債券の価格は下落（上昇）します。金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、本ファンドの基準価額の変動要因になります。

(6) 繰上償還リスク

本ファンドは、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合などには、繰上償還されることがあります。繰上償還が行われた場合、受益者は、受益権を償還まで保有した場合に得られたであろう投資収益を得られない可能性があります。

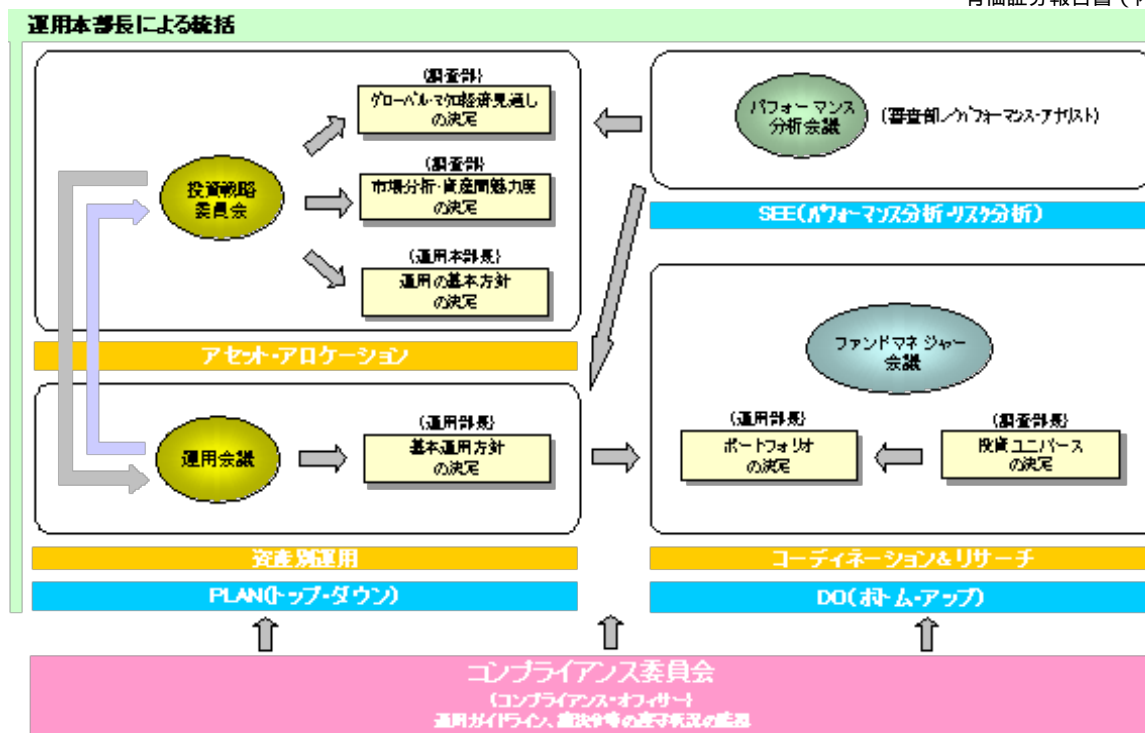
(7) その他留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(8) リスク管理体制について

運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員及び運用部長をもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	運用本部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
パフォーマンス分析会議	原則月1回	常勤役員、審査部及び運用部長をもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者により構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、調査部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸

施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込み手数料は、かかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

解約請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.252%（税抜：年0.24%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

純資産総額	委 託 会 社	販 売 会 社	受 託 会 社
10億円以下の部分	年0.0945% （税抜：年0.09%）	年0.105% （税抜：年0.1%）	年0.0525% （税抜：年0.05%）
10億円超の部分	年0.1155% （税抜：年0.11%）	年0.105% （税抜：年0.1%）	年0.0315% （税抜：年0.03%）

（注）上記税金は、消費税等です。なお、上記税率は平成23年8月26日現在のものであり、変更される場合があります。以下同じ。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

保管費用等本ファンドの投資に関する費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理等に要する諸費用

信託財産にかかる監査報酬（年31.5万円（税抜：年30万円））

ただし、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

その他の諸費用

ファンドが投資成果の目標とする「TOPIX100」の商標使用許諾にかかる基本となる料金（年10万5千円（税抜：年10万円））を本ファンドより受領します。

ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の額を見直し、これを変更することができます。

当該諸費用は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年7月29日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	586,247,988	99.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,029,490	0.34
合計（純資産総額）	-	588,277,478	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年7月29日現在)

国/ 地域	種 類	銘 柄 名	数量 (口数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	SBI TOPIX100 ・インデックス マ ザーファンド	812,991,247	0.7151	581,370,041	0.7211	586,247,988	99.66

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別の投資比率

(平成23年7月29日現在)

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.66
合 計	99.66

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年7月29日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)	1万口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末 平成15年 5月27日	73,663,776	6,584
第2計算期間末 平成16年 5月27日	101,843,703	8,757
第3計算期間末 平成17年 5月27日	103,437,473	8,300
第4計算期間末 平成18年 5月29日	(分配付) 175,822,395 (分配落) 174,132,783	(分配付) 11,239 (分配落) 11,131
第5計算期間末 平成19年 5月28日	(分配付) 252,228,645 (分配落) 249,721,318	(分配付) 12,373 (分配落) 12,250
第6計算期間末 平成20年 5月27日	(分配付) 264,253,368 (分配落) 262,847,539	(分配付) 10,338 (分配落) 10,283
第7計算期間末 平成21年 5月27日	206,627,936	6,672
第8計算期間末 平成22年 5月27日	374,129,873	6,562
第9計算期間末 平成23年 5月27日	550,641,583	6,286
平成22年 7月末日	405,174,077	6,361
平成22年 8月末日	395,730,778	6,039
平成22年 9月末日	419,446,212	6,280
平成22年10月末日	434,995,564	6,208
平成22年11月末日	482,040,049	6,581
平成22年12月末日	516,030,927	6,855
平成23年 1月末日	524,880,960	6,925
平成23年 2月末日	570,476,951	7,278
平成23年 3月末日	551,959,223	6,620
平成23年 4月末日	553,514,508	6,492
平成23年 5月末日	561,646,178	6,382
平成23年 6月末日	580,528,526	6,411

平成23年 7月末日	588,277,478	6,334
------------	-------------	-------

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

決 算 期	1 万口あたりの分配金（円）
第1計算期間 自 平成14年5月28日 至 平成15年5月27日	0
第2計算期間 自 平成15年5月28日 至 平成16年5月27日	0
第3計算期間 自 平成16年5月28日 至 平成17年5月27日	0
第4計算期間 自 平成17年5月28日 至 平成18年5月29日	108
第5計算期間 自 平成18年5月30日 至 平成19年5月28日	123
第6計算期間 自 平成19年5月29日 至 平成20年5月27日	55
第7計算期間 自 平成20年5月28日 至 平成21年5月27日	0
第8計算期間 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	0
第9計算期間 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日	0

【収益率の推移】

期 間	収益率（％）
第1計算期間 自 平成14年 5 月28日 至 平成15年 5 月27日	34.16
第2計算期間 自 平成15年 5 月28日 至 平成16年 5 月27日	33.00
第3計算期間 自 平成16年 5 月28日 至 平成17年 5 月27日	5.22
第4計算期間 自 平成17年 5 月28日 至 平成18年 5 月29日	35.41
第5計算期間 自 平成18年 5 月30日 至 平成19年 5 月28日	11.16
第6計算期間 自 平成19年 5 月29日 至 平成20年 5 月27日	15.61
第7計算期間 自 平成20年 5 月28日 至 平成21年 5 月27日	35.12
第8計算期間 自 平成21年 5 月28日 至 平成22年 5 月27日	1.65
第9計算期間 自 平成22年 5 月28日 至 平成23年 5 月27日	4.21

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（％）＝{（計算期間末の基準価額－前計算期間末の基準価額）／前計算期間末の基準価額}×100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額10,000円として計算しております。

参考情報

< SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド >

(1)投資状況

(平成23年7月29日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (％)
株式	日本	583,189,600	99.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,091,468	0.53
合計（純資産総額）	-	586,281,068	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成23年7月29日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式 数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
----------	----	-----	----	-----------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,800	3,331.24	35,977,401	3,155.00	34,074,000	5.81
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	62,600	377.21	23,613,591	392.00	24,539,200	4.19
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	7,100	3,070.64	21,801,610	3,080.00	21,868,000	3.73
日本	株式	キヤノン	電気機器	5,200	3,830.41	19,918,180	3,750.00	19,500,000	3.33
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	6,300	2,365.31	14,901,465	2,434.00	15,334,200	2.62
日本	株式	三菱商事	卸売業	6,400	2,024.32	12,955,663	2,063.00	13,203,200	2.25
日本	株式	ファナック	電気機器	900	12,718.76	11,446,890	14,610.00	13,149,000	2.24
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	102,000	126.97	12,951,598	127.00	12,954,000	2.21
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	3,300	3,793.11	12,517,272	3,675.00	12,127,500	2.07
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,100	3,798.48	11,775,307	3,800.00	11,780,000	2.01
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	3,700	3,051.88	11,291,973	3,010.00	11,137,000	1.90
日本	株式	三井物産	卸売業	7,100	1,370.09	9,727,671	1,455.00	10,330,500	1.76
日本	株式	小松製作所	機械	4,200	2,414.22	10,139,765	2,407.00	10,109,400	1.72
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	68	146,986.47	9,995,080	141,500.00	9,622,000	1.64
日本	株式	ソニー	電気機器	4,700	2,159.07	10,147,641	1,947.00	9,150,900	1.56
日本	株式	日立製作所	電気機器	19,000	455.13	8,647,498	479.00	9,101,000	1.55
日本	株式	パナソニック	電気機器	9,800	940.91	9,221,006	923.00	9,045,400	1.54
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	10,600	798.18	8,460,772	822.00	8,713,200	1.49
日本	株式	三菱地所	不動産業	6,000	1,396.90	8,381,443	1,384.00	8,304,000	1.42
日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	3,500	2,095.28	7,333,487	2,195.00	7,682,500	1.31
日本	株式	K D D I	情報・通信業	13	565,277.61	7,348,609	572,000.00	7,436,000	1.27
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	1,500	4,661.67	6,992,513	4,840.00	7,260,000	1.24
日本	株式	三菱電機	電気機器	8,000	891.00	7,128,000	907.00	7,256,000	1.24
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	3,100	2,188.17	6,783,353	2,275.00	7,052,500	1.20
日本	株式	東芝	電気機器	17,000	419.55	7,132,432	400.00	6,800,000	1.16
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	19	314,041.95	5,966,797	350,000.00	6,650,000	1.13
日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品 先物取引業	17,400	397.32	6,913,495	376.00	6,542,400	1.12
日本	株式	信越化学工業	化学	1,500	4,139.29	6,208,947	4,165.00	6,247,500	1.07
日本	株式	任天堂	その他製品	500	18,585.85	9,292,926	12,290.00	6,145,000	1.05
日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	10	573,562.50	5,735,625	599,000.00	5,990,000	1.02

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

全銘柄の業種別構成比率

（国内株式）

（平成23年7月29日現在）

業種	投資比率（％）
電気機器	18.65
輸送用機器	12.42
銀行業	10.50
情報・通信業	6.82
卸売業	6.44
化学	4.88
医薬品	4.41
機械	4.21
保険業	3.94
電気・ガス業	3.14
不動産業	3.07
鉄鋼	2.63
陸運業	2.48
小売業	2.19
食料品	1.91
その他製品	1.70
証券、商品先物取引業	1.57
非鉄金属	1.08
精密機器	1.07
鉱業	1.02
石油・石炭製品	0.92
ゴム製品	0.88
建設業	0.73
繊維製品	0.72
ガラス・土石製品	0.61
その他金融業	0.61
サービス業	0.59

海運業	0.28
合計	99.47

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成23年7月29日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)	1万口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末 平成15年 5月27日	73,338,368	6,687
第2計算期間末 平成16年 5月27日	139,380,810	9,046
第3計算期間末 平成17年 5月27日	136,408,621	8,706
第4計算期間末 平成18年 5月29日	228,522,263	11,949
第5計算期間末 平成19年 5月28日	296,466,483	13,452
第6計算期間末 平成20年 5月27日	310,192,082	11,489
第7計算期間末 平成21年 5月27日	206,594,744	7,539
第8計算期間末 平成22年 5月27日	373,308,965	7,444
第9計算期間末 平成23年 5月27日	548,589,016	7,152
平成22年 7月末日	404,331,324	7,220
平成22年 8月末日	394,898,263	6,856
平成22年 9月末日	418,613,209	7,132
平成22年10月末日	434,169,116	7,052
平成22年11月末日	481,244,352	7,478
平成22年12月末日	514,985,202	7,793
平成23年 1月末日	524,406,865	7,875
平成23年 2月末日	568,967,031	8,279
平成23年 3月末日	550,471,660	7,530
平成23年 4月末日	551,474,083	7,386
平成23年 5月末日	559,618,628	7,262
平成23年 6月末日	579,467,620	7,297
平成23年 7月末日	586,281,068	7,211

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期 間	収益率（％）
第1計算期間 自 平成14年 5月28日 至 平成15年 5月27日	33.13
第2計算期間 自 平成15年5月28日 至 平成16年 5月27日	35.28
第3計算期間 自 平成16年 5月28日 至 平成17年 5月27日	3.76
第4計算期間 自 平成17年 5月28日 至 平成18年 5月29日	37.25
第5計算期間 自 平成18年 5月30日 至 平成19年 5月28日	12.58
第6計算期間 自 平成19年 5月29日 至 平成20年 5月27日	14.59
第7計算期間 自 平成20年 5月28日 至 平成21年 5月27日	34.38
第8計算期間 自 平成21年 5月28日 至 平成22年 5月27日	1.26

第9計算期間 自 平成22年 5 月28日 至 平成23年 5 月27日	3.92
---	------

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（％）＝〔（計算期間末の基準価額－前計算期間末の基準価額）／前計算期間末の基準価額〕×100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額10,000円として計算しております。

（4）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成14年 5 月28日 至 平成15年 5 月27日	112,356,635	465,165	111,891,470
第2計算期間 自 平成15年 5 月28日 至 平成16年 5 月27日	6,480,963	2,071,357	116,301,076
第3計算期間 自 平成16年 5 月28日 至 平成17年 5 月27日	9,834,000	1,515,025	124,620,051
第4計算期間 自 平成17年 5 月28日 至 平成18年 5 月29日	38,320,147	6,494,602	156,445,596
第5計算期間 自 平成18年 5 月30日 至 平成19年 5 月28日	54,713,824	7,311,694	203,847,726
第6計算期間 自 平成19年 5 月29日 至 平成20年 5 月27日	72,325,580	20,567,886	255,605,420
第7計算期間 自 平成20年 5 月28日 至 平成21年 5 月27日	87,220,639	33,113,725	309,712,334
第8計算期間 自 平成21年 5 月28日 至 平成22年 5 月27日	320,755,170	60,301,270	570,166,234
第9計算期間 自 平成22年 5 月28日 至 平成23年 5 月27日	427,323,567	121,504,205	875,985,596

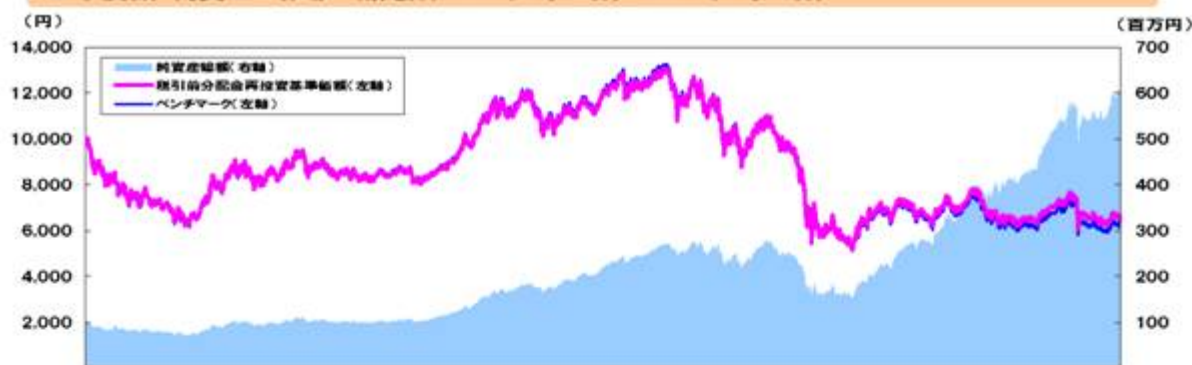
（注）本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1期計算期間の設定数量には当初設定数量100,000,000口を含みます。

（参考情報）

（基準日：2011年7月29日）

基準価額・純資産の推移（設定日（2002年5月28日）～2011年7月29日）



【設定日】 2002年5月28日

※ベンチマーク：2009年4月1日以降はTOPIX100、(設定日から2009年3月31日まではニュージャパン・インデックス) 上記のグラフは設定日の前営業日を10,000とし、これらを連続させて指数化しています。

※税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

基準価額(1万口あたり)	6,334円
純資産総額	588百万円

※基準価額は、分配金控除後の値です。

分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	第5期 07年5月	第6期 08年5月	第7期 09年5月	第8期 10年5月	第9期 11年5月	設定来累計
分配金	123円	55円	0円	0円	0円	286円

主要な資産の状況(マザーファンド)

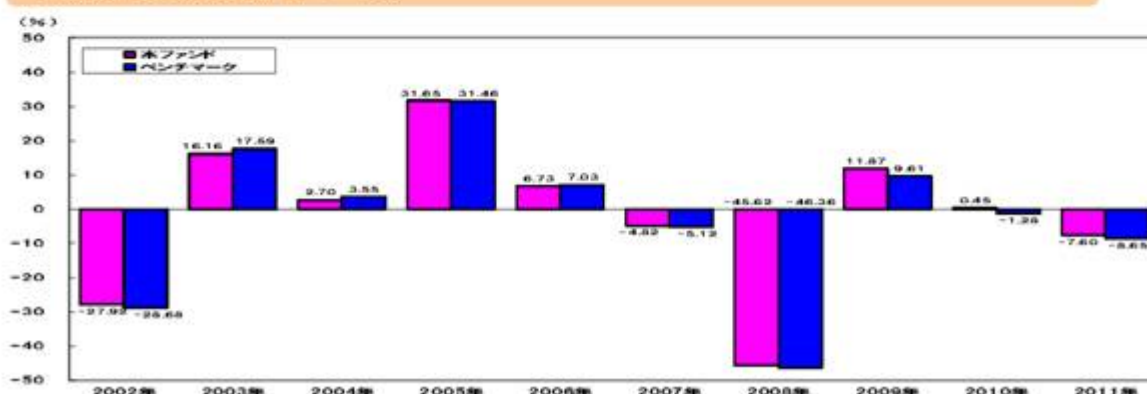
＜組入上位10銘柄＞

マザーファンド組入銘柄数 100

No.	銘柄名	業種	ウェイト※
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.81%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.19%
3	本田技研工業	輸送用機器	3.73%
4	キヤノン	電気機器	3.33%
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.62%
6	三菱商事	卸売業	2.25%
7	ファナック	電気機器	2.24%
8	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.21%
9	武田薬品工業	医薬品	2.07%
10	日本電信電話	情報・通信業	2.01%

※ウェイトはマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2009年3月31日まではニュージャパン・インデックス、2009年4月1日以降はTOPIX100をベンチマークとしています。

※2002年は設定日2002年5月28日(10,000円)から2002年末まで、2011年は7月末までの騰落率です。 ※決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（ ）お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午前11時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日となります。

（ ）お申込単位

最低単位を1円または1口単位として販売会社が定めるものとします。

お申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、販売会社は下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

（ ）お申込価額

取得申込受付日に算出される基準価額とします。

（ ）お申込手数料

申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金、または変額年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

なお、本ファンドは、上記に従い受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得できません。

上記にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込の受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込を保留または取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

（i）一部解約

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午前11時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

b. 換金単位

販売会社が定める単位とします。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

c. 換金価額

換金請求受付日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、換金請求受付日から起算して4営業日目以降にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日あたり1億円を超える大口解約には制限があります。

上記にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込の受け付けを中止すること及びすでに受け付けたかかるお申込を保留または取消することができます。

前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受け付けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（ ）その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入れ有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

() 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。（平成14年5月28日設定）

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は原則として5月28日から翌年5月27日までとします。各計算期間終了日に該当する日が原則として毎年5月28日から翌年5月27日までとします。休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

() 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記()に定める手続を準用します。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

() その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託会社の辞任及び解任に際し新受託者を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1カ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（ ）約款変更」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

（ ）約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

（ ）反対者の買取請求権

上記（ ）に規定する信託契約の解約または上記（ ）に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記（ ）または上記（ ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社及び金融機関を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（ ）運用報告書

委託会社は、ファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

（ ）公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

（ ）関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は臨時報告書を提出します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（ ）収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

（ ）換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

（ ）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

（ ）反対者の買取請求

信託約款の変更の内容が重大な物に該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は投信法第18条の規定に基づき、その受益権を公正な価額で買取よう請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第8期計算期間（平成21年5月28日から平成22年5月27日まで）の財務諸表については改正前の、第9期計算期間（平成22年5月28日から平成23年5月27日まで）の財務諸表については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成21年5月28日から平成22年5月27日まで）の財務諸表については、優成監査法人による監査を受け、第9期計算期間（平成22年5月28日から平成23年5月27日まで）の財務諸表については、三響監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 〔平成22年5月27日現在〕	第9期 〔平成23年5月27日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,456,159	2,873,048
親投資信託受益証券	373,314,969	548,616,071
未収利息	1	3
流動資産合計	374,771,129	551,489,122
資産合計	374,771,129	551,489,122
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,205	27,025
未払受託者報酬	89,398	138,138
未払委託者報酬	339,653	524,876
その他未払費用	210,000	157,500
流動負債合計	641,256	847,539
負債合計	641,256	847,539
純資産の部		
元本等		
元本	570,166,234	875,985,596
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	196,036,361	325,344,013
元本等合計	374,129,873	550,641,583
純資産合計	374,129,873	550,641,583
負債純資産合計	374,771,129	551,489,122

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
営業収益		
受取利息	258	932
有価証券売買等損益	10,499,880	21,968,898
営業収益合計	10,499,622	21,967,966
営業費用		
受託者報酬	155,941	249,017
委託者報酬	592,466	946,169
その他費用	420,000	315,000
営業費用合計	1,168,407	1,510,186
営業損失（ ）	11,668,029	23,478,152
経常損失（ ）	11,668,029	23,478,152
当期純損失（ ）	11,668,029	23,478,152
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,400,166	526,234
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	103,084,398	196,036,361
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,784,204	41,894,972
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,784,204	41,894,972
剰余金減少額又は欠損金増加額	99,667,972	147,198,238
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	99,667,972	147,198,238
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	196,036,361	325,344,013

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（追加情報）

第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	—

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第8期 〔平成22年5月27日現在〕	第9期 〔平成23年5月27日現在〕
１．当該計算期間の末日における受益権総数	570,166,234口	875,985,596口
２．投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	196,036,361円	325,344,013円
３．１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.6562円 （６,562円）	0.6286円 （６,286円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（４,787,180円）、費用控除後の有価証券売買等損益（０円）、収益調整金（109,434,959円）、及び分配準備積立金（30,603,901円）より、分配対象収益は144,826,040円（１万口当たり2,540.06円）であります。基準価額水準と市場動向等を勘案して、分配はしていません。	分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（９,419,722円）、費用控除後の有価証券売買等損益（０円）、収益調整金（193,177,231円）、及び分配準備積立金（30,015,646円）より、分配対象収益は232,612,599円（１万口当たり2,655.42円）であります。基準価額水準と市場動向等を勘案して、分配はしていません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
1. 金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 常勤役員、審査部及び運用部長をもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
-------------------------------------	-------------------------------------

1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 同左 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
--	---

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
1.金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。） 全額が1年以内に償還されます。 2.有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。	1.金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。） 該当事項はありません。 2.有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

１．本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項 目	第8期 〔平成22年5月27日現在〕	第9期 〔平成23年5月27日現在〕
期首元本額	309,712,334円	570,166,234円
期中追加設定元本額	320,755,170円	427,323,567円
期中一部解約元本額	60,301,270円	121,504,205円

２．有価証券関係

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,759,297	21,132,270
合 計	10,759,297	21,132,270

３．デリバティブ取引関係

第8期 自 平成21年5月28日 至 平成22年5月27日	第9期 自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
本ファンドはデリバティブ取引を行っており ませんので、該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額 （口）	評価額	備考
親投資信託受益証券	SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド	767,080,637	548,616,071	
合 計		767,080,637	548,616,071	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

< 参考情報 >

本報告書の開示対象であるファンド（SBI TOPIX100・インデックスファンド＜DC年金＞）は、「SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成23年5月27日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

（単位：円）

項 目	〔平成23年5月27日現在〕
	金 額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,684,466
株式	542,753,800
未収配当金	5,948,262
未収利息	6
流動資産合計	553,386,534
資産合計	553,386,534
負債の部	
流動負債	
未払金	4,797,518
流動負債合計	4,797,518
負債合計	4,797,518
純資産の部	
元本等	
元本	767,080,637
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	218,491,621
元本等合計	548,589,016
純資産合計	548,589,016
負債・純資産合計	553,386,534

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
-----	------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	〔平成23年5月27日現在〕
1. 計算日における受益権総数	767,080,637口
2. 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	218,491,621円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7152円 （7,152円）

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

自 平成22年5月28日 至 平成23年5月27日
1. 金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

自 平成22年5月28日

至 平成23年5月27日

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

自 平成22年5月28日

至 平成23年5月27日

1. 金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。）

該当事項はありません。

2. 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成22年5月28日

至 平成23年5月27日

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

自 平成22年5月28日

至 平成23年5月27日

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本額の内訳

〔平成23年5月27日現在〕	
同計算期間の期首元本額	501,497,810円
同計算期間中の追加設定元本額	306,421,569円
同計算期間中の一部解約元本額	40,838,742円
同計算期間末日の元本額	767,080,637円
元本額の内訳	
SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>	767,080,637円
合計	767,080,637円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	〔平成23年5月27日現在〕
	SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の第9期計算期間において、SBI TOPIX100・インデックス マザーファンドの損益に含まれた評価差額
株 式	31,997,912
合 計	31,997,912

3. デリバティブ取引関係

〔平成23年5月27日現在〕

本マザーファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（3）附属明細表〔平成23年5月27日現在〕

第1 有価証券明細表

株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評 価 額		備考
		単 価	金 額	
国際石油開発帝石	9	571,000.00	5,139,000	
大和ハウス工業	2,000	984.00	1,968,000	
積水ハウス	3,000	764.00	2,292,000	

キリンホールディングス	4,000	1,102.00	4,408,000	
日本たばこ産業	18	315,000.00	5,670,000	
東レ	6,000	605.00	3,630,000	
旭化成	5,000	519.00	2,595,000	
住友化学	6,000	396.00	2,376,000	
信越化学工業	1,400	4,130.00	5,782,000	
三菱ケミカルホールディングス	5,000	533.00	2,665,000	
花王	2,200	2,042.00	4,492,400	
富士フイルムホールディングス	1,800	2,362.00	4,251,600	
資生堂	1,400	1,375.00	1,925,000	
日東電工	700	4,195.00	2,936,500	
武田薬品工業	3,100	3,800.00	11,780,000	
アステラス製薬	1,800	3,095.00	5,571,000	
エーザイ	1,000	3,060.00	3,060,000	
第一三共	2,800	1,561.00	4,370,800	
J Xホールディングス	9,200	516.00	4,747,200	
ブリヂストン	2,600	1,814.00	4,716,400	
旭硝子	4,000	946.00	3,784,000	
新日本製鐵	22,000	238.00	5,236,000	
住友金属工業	15,000	164.00	2,460,000	
神戸製鋼所	11,000	175.00	1,925,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	2,000	2,026.00	4,052,000	
住友金属鉱山	2,000	1,282.00	2,564,000	
住友電気工業	2,900	1,146.00	3,323,400	
S M C	200	12,750.00	2,550,000	
小松製作所	3,900	2,410.00	9,399,000	
クボタ	3,000	718.00	2,154,000	
ダイキン工業	900	2,655.00	2,389,500	
三菱重工業	13,000	380.00	4,940,000	
日立製作所	18,000	454.00	8,172,000	
東芝	16,000	420.00	6,720,000	
三菱電機	8,000	891.00	7,128,000	
日本電産	400	7,190.00	2,876,000	
日本電気	10,000	167.00	1,670,000	
富士通	8,000	417.00	3,336,000	
パナソニック	9,200	940.00	8,648,000	
シャープ	4,000	724.00	2,896,000	
ソニー	4,400	2,167.00	9,534,800	
T D K	400	4,150.00	1,660,000	
キーエンス	200	20,880.00	4,176,000	
ファナック	800	12,360.00	9,888,000	

ローム	400	4,600.00	1,840,000	
京セラ	700	8,400.00	5,880,000	
村田製作所	800	5,140.00	4,112,000	
キヤノン	4,900	3,835.00	18,791,500	
リコー	2,000	888.00	1,776,000	
東京エレクトロン	600	4,465.00	2,679,000	
デンソー	1,700	2,818.00	4,790,600	
日産自動車	10,000	796.00	7,960,000	
トヨタ自動車	10,100	3,335.00	33,683,500	
本田技研工業	6,600	3,070.00	20,262,000	
スズキ	1,600	1,773.00	2,836,800	
ニコン	1,400	1,822.00	2,550,800	
H O Y A	1,800	1,669.00	3,004,200	
凸版印刷	2,000	607.00	1,214,000	
大日本印刷	2,000	913.00	1,826,000	
任天堂	500	18,640.00	9,320,000	
東京電力	5,800	321.00	1,861,800	
中部電力	2,400	1,257.00	3,016,800	
関西電力	3,200	1,364.00	4,364,800	
東北電力	2,000	940.00	1,880,000	
九州電力	1,700	1,217.00	2,068,900	
東京瓦斯	10,000	336.00	3,360,000	
東日本旅客鉄道	1,400	4,645.00	6,503,000	
西日本旅客鉄道	7	304,500.00	2,131,500	
東海旅客鉄道	7	626,000.00	4,382,000	
商船三井	4,000	433.00	1,732,000	
日本電信電話	2,900	3,795.00	11,005,500	
K D D I	12	564,000.00	6,768,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	64	147,200.00	9,420,800	
ソフトバンク	3,400	3,060.00	10,404,000	
伊藤忠商事	5,400	829.00	4,476,600	
丸紅	7,000	553.00	3,871,000	
三井物産	6,700	1,370.00	9,179,000	
住友商事	4,300	1,065.00	4,579,500	
三菱商事	6,200	2,027.00	12,567,400	
セブン&アイ・ホールディングス	3,300	2,086.00	6,883,800	
イオン	2,700	926.00	2,500,200	
ヤマダ電機	350	6,260.00	2,191,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	58,900	377.00	22,205,300	
りそなホールディングス	4,800	353.00	1,694,400	
三井住友トラスト・ホールディングス	15,000	277.00	4,155,000	

三井住友フィナンシャルグループ	5,900	2,363.00	13,941,700	
横浜銀行	5,000	385.00	1,925,000	
みずほフィナンシャルグループ	96,000	127.00	12,192,000	
大和証券グループ本社	8,000	328.00	2,624,000	
野村ホールディングス	16,400	398.00	6,527,200	
N K S J ホールディングス	6,000	506.00	3,036,000	
M S & A D インシュアランスグループホール	2,300	1,859.00	4,275,700	
第一生命保険	42	122,000.00	5,124,000	
東京海上ホールディングス	3,000	2,189.00	6,567,000	
T & D ホールディングス	1,400	1,926.00	2,696,400	
オリックス	400	7,520.00	3,008,000	
三井不動産	4,000	1,354.00	5,416,000	
三菱地所	5,000	1,401.00	7,005,000	
住友不動産	2,000	1,689.00	3,378,000	
セコム	900	3,835.00	3,451,500	
合 計	573,309	—	542,753,800	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第 8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成23年7月29日現在
資産総額	588,854,039円
負債総額	576,561円
純資産総額（ - ）	588,277,478円
発行済口数	928,707,328口
1口あたり純資産額（ / ）	0.6334円
1万口あたり純資産額	6,334円

参考情報

< SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド >

純資産額計算書

	平成23年7月29日現在
資産総額	586,281,068円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	586,281,068円
発行済口数	812,991,247口
1口あたり純資産額（ / ）	0.7211円
1万口あたり純資産額	7,211円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

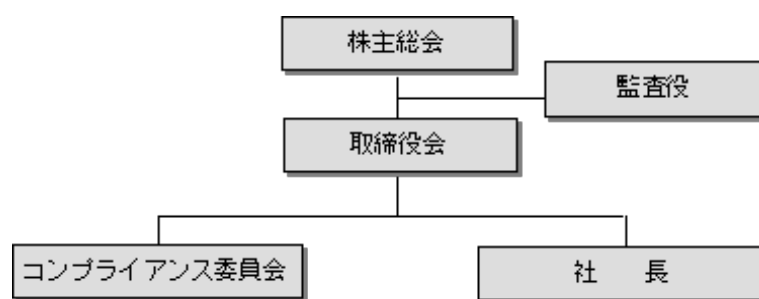
1【委託会社等の概況】

資本金の額

- () 資本金の額(平成23年8月26日現在)
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- () 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

委託会社の機構

- (i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

- () 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の運用部及び調査部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では運用部長、調査部長及び運用企画部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。運用部は、内外の株式及び債券等の運用を、調査部は企業の調査・分析を担当し、運用企画部はクライアントサービス・投資信託等商品企画及び組成を担当しています。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

（平成23年7月29日現在）

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	15	33,603
単位型株式投資信託	5	7,630

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるS B I アセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第24期		第25期	
		(平成22年 3 月31日現在)		(平成23年 3 月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
・流動資産					
預金		628,350		583,773	
前払費用		1,461		1,853	
未収入金		—		—	
未収委託者報酬		109,780		103,057	
未収運用受託報酬		2,653		2,586	
未収投資顧問料	* 2	20,084		22,342	
その他		303		310	
流動資産合計		762,634	77.5	713,924	84.2
・固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	1,873		1,249	
有形固定資産合計		1,873	0.2	1,249	0.2
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
その他		1,900		2,639	
無形固定資産合計		1,967	0.2	2,706	0.3
投資その他の資産					
投資有価証券		100,288		38,383	
関係会社株式		90,000		120,000	
長期差入保証金	* 2	26,819		26,819	
投資損失引当金		—		55,115	
長期未収入金		225		—	
投資その他の資産合計		217,332	22.1	130,087	15.3
固定資産合計		221,174	22.5	134,043	15.8
資産合計		983,808	100.0	847,967	100.0

区分	注記 番号	第24期		第25期	
		(平成22年 3 月31日現在)		(平成23年 3 月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
．流動負債					
預り金		819		855	
未払金	* 2	78,937		72,010	
(未払手数料)		(63,326)		(56,276)	
未払法人税等		1,017		1,055	
未払消費税等		3,026		2,273	
流動負債合計		83,801	8.5	76,194	9.0
負債合計		83,801	8.5	76,194	9.0
(純資産の部)					
．株主資本					
1 資本金		400,200	40.7	400,200	47.2
2 利益剰余金					
その他利益剰余金		501,232		371,573	
繰越利益剰余金		501,232		371,573	
利益剰余金合計		501,232	51.0	371,573	43.8
株主資本合計		901,432		771,773	
．評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		1,425		—	
評価・換算差額等合計		1,425	0.2	—	
純資産合計		900,007	91.5	771,773	91.0
負債・純資産合計		983,808	100.0	847,967	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第24期			第25期		
		自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益	* 1						
委託者報酬		648,482			609,128		
運用受託報酬		17,796			14,731		
投資顧問料		97,964	764,243	100.0	86,560	710,420	100.0
営業費用							
支払手数料		437,202			390,698		
広告宣伝費		846			251		
調査費		14,552			15,227		
(調査費)		(14,552)			(15,227)		
委託計算費		63,984			65,090		
営業雑経費		20,673			22,878		
(通信費)		(1,296)			(1,367)		
(印刷費)		(17,461)			(19,455)		
(協会費)		(1,297)			(1,347)		
(諸会費)		(512)			(471)		
(その他営業雑経費)		(107)	537,259	70.3	(236)	494,145	69.6
一般管理費							
給料		148,513			151,154		
(役員報酬)		(21,350)			(21,521)		
(給料・手当)		(127,163)			(129,632)		
交際費		445			1,363		
旅費交通費		6,237			6,476		
福利厚生費		15,113			15,844		
租税公課		2,230			2,209		
不動産賃借料		26,765			26,765		
器具備品賃借料		805			291		
消耗品費		1,638			1,951		
事務委託費		8,924			9,068		
退職給付費用		5,688			5,195		
固定資産減価償却費		1,271			1,191		
諸経費		5,830	223,465	29.2	5,852	227,363	32.0
営業利益又は営業損失（ ）			3,518	0.5		11,088	1.6
営業外収益							
受取利息		194			122		
団体定期保険配当金		285			—		
雑収入		465	945	0.1	286	408	0.1
営業外費用							
雑損失		75	75	0.0	244	244	0.0
経常利益又は経常損失（ ）			4,389	0.6		10,923	1.5
特別損失							
投資損失引当金繰入額		—			55,115		
投資有価証券評価損		—			63,330	118,445	16.7
固定資産除却損		553	553	0.1	—		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）			3,836	0.5		129,369	18.2
法人税、住民税及び事業税			290	0.0		290	0.0
当期純利益又は当期純損失（ ）			3,546	0.5		129,659	18.2

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第25期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	400,200	400,200
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	400,200	400,200
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	497,686	501,232
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,546	129,659
当期変動額合計	3,546	129,659
当期末残高	501,232	371,573
利益剰余金合計		
前期末残高	497,686	501,232
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,546	129,659
当期変動額合計	3,546	129,659
当期末残高	501,232	371,573
株主資本合計		
前期末残高	897,886	901,432
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,546	129,659
当期変動額合計	3,546	129,659
当期末残高	901,432	771,773
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,148	1,425
当期変動額	6,573	1,425
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,573	1,425
当期変動額合計	6,573	1,425
当期末残高	1,425	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	5,148	1,425
当期変動額	6,573	1,425
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,573	1,425
当期変動額合計	6,573	1,425
当期末残高	1,425	—
純資産合計		
前期末残高	903,034	900,007
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,546	129,659
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,573	1,425
当期変動額合計	3,027	128,234
当期末残高	900,007	771,773

重要な会計方針

項目	第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第25期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法に基づく原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）	子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左
2．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品 5 - 15年です。 無形固定資産 定額法によっております。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3．引当金の計上基準	_____	投資損失引当金 投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 当事業年度に発生した投資損失引当金繰入額55,115千円は「特別損失」に計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税の会計処理 同左

会計方針の変更

第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 器具備品 6,982千円 合計 6,982千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 器具備品 7,586千円 合計 7,586千円
* 2 関係会社に対する資産及び負債 未収投資顧問料 17,984千円 長期差入保証金 26,765千円 未払手数料 37,606千円	* 2 関係会社に対する資産及び負債 未収投資顧問料 13,431千円 長期差入保証金 26,765千円 未払手数料 34,691千円

(損益計算書関係)

第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第25期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
* 1 関係会社との重要な取引高 支払手数料 199,128千円	* 1 関係会社との重要な取引高 支払手数料 194,923千円

(株主資本等変動計算書関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第25期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日												
1．リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	該当事項はありません。												
<table><tr><td></td><td>器具備品 (千円)</td><td>合計 (千円)</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>減価償却累計額 相当額</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> 未経過リース料期末残高相当額 1 年以内 - 千円 1 年超 - 千円 合計 - 千円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 560千円 減価償却費相当額 474千円 支払利息相当額 18千円 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価格相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	—	—	減価償却累計額 相当額	—	—	期末残高相当額	—	—	
	器具備品 (千円)	合計 (千円)											
取得価額相当額	—	—											
減価償却累計額 相当額	—	—											
期末残高相当額	—	—											

（金融商品関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	628,350	628,350	—
(2) 未収委託者報酬	109,780	109,780	—
(3) 未収運用受託報酬	2,653	2,653	—
(4) 未収投資顧問料	20,084	20,084	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	100,288	100,288	—
資産計	861,157	861,157	—
(1) 未払金	78,937	78,937	—
負債計	78,937	78,937	—

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	90,000
(2) 長期差入保証金	26,819

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	628,350
未収委託者報酬	109,780
未収運用受託報酬	2,653
未収投資顧問料	20,084
合計	760,868

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の

とおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表

には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	583,773	583,773	—
(2) 未収委託者報酬	103,057	103,057	—
(3) 未収運用受託報酬	2,586	2,586	—
(4) 未収投資顧問料	22,342	22,342	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	38,383	38,383	—
資産計	750,144	750,144	—
(1) 未払金	72,010	72,010	—
負債計	72,010	72,010	—

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	120,000
(2) 長期差入保証金	26,819

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前の計数であります。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	583,773
未収委託者報酬	103,057
未収運用受託報酬	2,586
未収投資顧問料	22,342
合計	711,760

(有価証券関係)

第24期(平成22年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第24期 (平成22年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	101,713	100,288	1,425
小計	101,713	100,288	1,425
合計	101,713	100,288	1,425

第25期(平成23年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第25期 (平成23年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	38,383	38,383	—
小計	38,383	38,383	—
合計	38,383	38,383	—

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度におい
て減損処理を行い、投資有価証券評価損63,330千円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第25期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年 7 月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年 2 月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。 2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注 1)</td><td>3,277千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>3,277千円</td></tr> <tr> <td>その他(注 2)</td><td>2,411千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,688千円</td></tr> </table> (注 1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 3,277千円は勤務費用に含めております。 (注 2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成21年 3 月31日現在) <table> <tr> <td>年金資産</td><td>127,937,216千円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務</td><td>155,636,825千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>27,699,608千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成21年 3 月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額 27,699,608千円は、平成20年度不足金27,896,154千円、別途積立金19,539,486千円及び資産評価調整加算額19,342,940千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。	勤務費用等(注 1)	3,277千円	退職給付費用計	3,277千円	その他(注 2)	2,411千円	合計	5,688千円	年金資産	127,937,216千円	年金財政計算上の給付債務	155,636,825千円	差引額	27,699,608千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 同左 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注 1)</td><td>2,943千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>2,943千円</td></tr> <tr> <td>その他(注 2)</td><td>2,251千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,195千円</td></tr> </table> (注 1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 2,943千円は勤務費用に含めております。 (注 2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成22年 3 月31日現在) <table> <tr> <td>年金資産</td><td>161,054,805千円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務</td><td>159,998,978千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>1,055,827千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成22年 3 月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額1,055,827千円は、平成21年度剰余金23,339,881千円、繰越不足金8,356,668千円及び資産評価調整額13,927,386千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。	勤務費用等(注 1)	2,943千円	退職給付費用計	2,943千円	その他(注 2)	2,251千円	合計	5,195千円	年金資産	161,054,805千円	年金財政計算上の給付債務	159,998,978千円	差引額	1,055,827千円
勤務費用等(注 1)	3,277千円																												
退職給付費用計	3,277千円																												
その他(注 2)	2,411千円																												
合計	5,688千円																												
年金資産	127,937,216千円																												
年金財政計算上の給付債務	155,636,825千円																												
差引額	27,699,608千円																												
勤務費用等(注 1)	2,943千円																												
退職給付費用計	2,943千円																												
その他(注 2)	2,251千円																												
合計	5,195千円																												
年金資産	161,054,805千円																												
年金財政計算上の給付債務	159,998,978千円																												
差引額	1,055,827千円																												

(税効果会計関係)

第24期 平成22年3月31日現在	第25期 平成23年3月31日現在																																				
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>1,702千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>3</td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>582</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>580</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>940</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>3,809</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>3,809</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	1,702千円	減価償却費	3	電話加入権	582	その他有価証券評価差額金	580	その他	940	繰延税金資産小計	3,809	評価性引当額	3,809	繰延税金資産合計	—	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>5,636千円</td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>582</td></tr> <tr> <td>投資損失引当金</td><td>22,426</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>25,769</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>905</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>55,319</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>55,319</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	5,636千円	電話加入権	582	投資損失引当金	22,426	投資有価証券評価損	25,769	その他	905	繰延税金資産小計	55,319	評価性引当額	55,319	繰延税金資産合計	—
繰延税金資産																																					
繰越欠損金	1,702千円																																				
減価償却費	3																																				
電話加入権	582																																				
その他有価証券評価差額金	580																																				
その他	940																																				
繰延税金資産小計	3,809																																				
評価性引当額	3,809																																				
繰延税金資産合計	—																																				
繰延税金資産																																					
繰越欠損金	5,636千円																																				
電話加入権	582																																				
投資損失引当金	22,426																																				
投資有価証券評価損	25,769																																				
その他	905																																				
繰延税金資産小計	55,319																																				
評価性引当額	55,319																																				
繰延税金資産合計	—																																				
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td></td><td>(%)</td></tr> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>45.83</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td><td>5.14</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>8.23</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>8.23</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69	(調整)		評価性引当額の増減	45.83	交際費等永久に損金にされない項目	5.14	住民税均等割等	8.23	税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.23	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。																						
	(%)																																				
法定実効税率	40.69																																				
(調整)																																					
評価性引当額の増減	45.83																																				
交際費等永久に損金にされない項目	5.14																																				
住民税均等割等	8.23																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.23																																				

(資産除去債務関係)

第25期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(セグメント情報)

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	55,284	グループの 統括・運営	(被所有) 直接 100%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃貸	-	長期差 入保証 金	26,765

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマネジ メントカンパニーエ スエー	ルクセンブルグ大 公国：ルクセンブル グ	90	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 99.9%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	収益 81,758	未収投 資顧問 料	17,984

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成21年6月30日に増資を行っております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会社	株式会社 SBI証券	東京都 港区	47,937	ブローカ レッジ& インベ ストメ ントバ ンキン グ事業	なし	当社投信商品の販 売	販売代行 手数料の 支払い	費用 199,128	未払 手数料	37,606

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	73,236	グループの統括・運営	(被所有) 直接 100%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等の賃貸	26,765	長期差入保証金	26,765

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	120	ファンドの管理会社	(所有) 直接 99.9%	管理会社に対するファンドに関する投資助言業務 役員の兼任	投資顧問料の受取	収益 60,805	未収投資顧問料	13,431

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成22年6月29日に増資を行っております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業	なし	当社投信商品の販売	販売代行手数料の支払い	費用 194,923	未払手数料	34,691

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

(1株当たり情報)

	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第25期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1株当たり純資産額	24,590円36銭	21,086円70銭
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失（ ）	96円89銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	3,542円61銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第25期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
当期純利益又は当期純損失（ ） (千円)	3,546	129,659
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ） (千円)	3,546	129,659
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (平成23年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社S B I証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社S B I証券	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。

詳しくは、第一部 第1、1(3)「ファンドの仕組み」をご参照下さい。

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	株式会社S B I証券	該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通り提出されております。

有価証券報告書	平成22年 8月27日
有価証券届出書	平成22年 8月27日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年 2月25日
半期報告書	平成23年 2月25日

独立監査人の監査報告書

平成22年 7 月22日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員	公認会計士	加藤 善孝
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	宮崎 哲
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の平成21年5月28日から平成22年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の平成22年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月9日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年7月11日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

三 響 監 査 法 人

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 山下章太 印

公認会計士 佐武 伸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の平成22年5月28日から平成23年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の平成23年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月16日

SBIアセットマネジメント 株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員	公認会計士	加藤 善孝
業務執行社員		

指定社員	公認会計士	宮崎 哲
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より投資損失引当金を計上している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。